

機構では、大学等による教育研究活動の質の向上に資するために大学等に対する第三者評価を行っています。事業の実施に当たっては、大学関係者等の参画を得て高い専門性による客観的な評価を通じて、大学等が相互に質を高められるようにしています。また、大学等の評価に関する情報の収集・整理・提供を通じて、我が国の大学等における教育研究に対する先導的な評価の実施に努めています。

評価事業

● 認証評価

国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています。専門職大学院（法科大学院等）を置く大学は、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関し、5年以内ごとに、認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられています。

【学校教育法第109条、同法第123条及び学校教育法施行令第40条】

1. 大学等の教育研究等の総合的な状況に関する評価

大学及び高等専門学校の教育研究等の総合的な状況に関する評価について、以下の事業を行います。

大学機関別認証評価及び高等専門学校機関別認証評価

大学及び高等専門学校について、それぞれ文部科学大臣から認証された機関として、申請のあった大学及び高等専門学校の評価を実施します。また、機関別認証評価とは別に、機構が独自に行う第三者評価として、大学は「研究活動の状況」「地域貢献活動の状況」「教育の国際化の状況」の3つを機関別選択評価事項として、高等専門学校は「研究活動の状況」「地域貢献活動等の状況」の2つを選択的評価事項として定め、大学等の希望に応じて評価を実施します。

2. 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価について、以下の事業を行います。

法科大学院認証評価

法科大学院について、文部科学大臣から認証された機関として、申請のあった法科大学院の評価を実施します。

3. 認証評価に関する検証

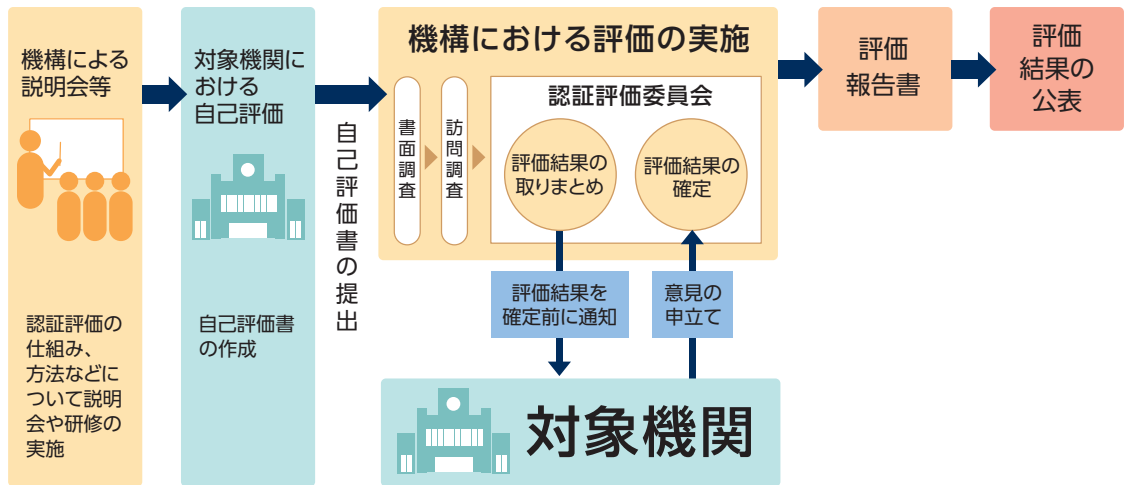
機構では毎年度、認証評価を受けた機関（大学、高等専門学校、法科大学院）及び評価を担当した委員に対し、今後の改善に役立てるため、評価の基準や方法等についてアンケートを実施し、その分析結果を基に評価の有効性、適切性について検証を行っています。



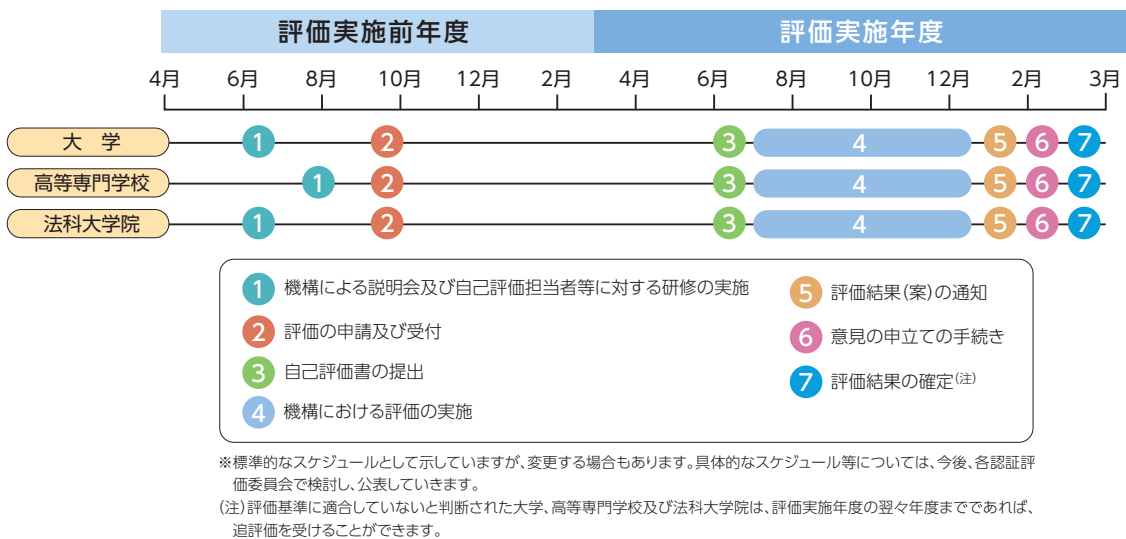
認定証及び認定マーク
機構の認証評価を受け評価基準に適合した大学等に対し、認定証を交付するとともに、その旨をより分かりやすく社会に示すことができるように認定マークを交付しています。

各認証評価のプロセス、スケジュール及び実施体制

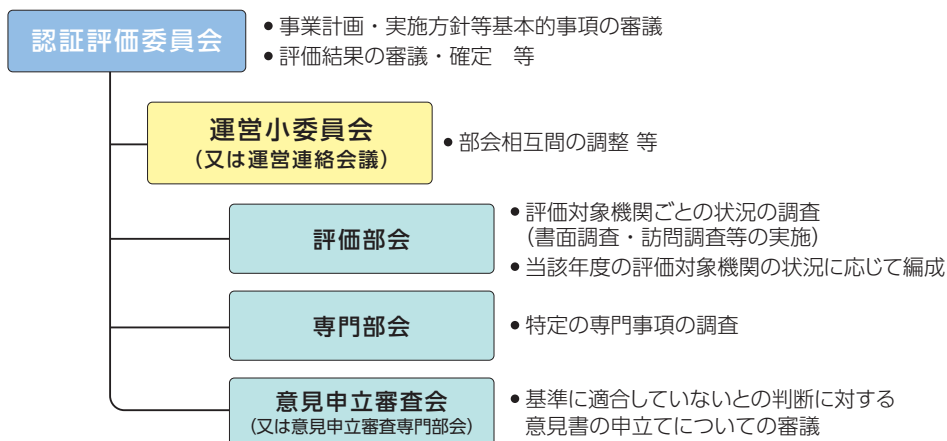
プロセス



認証評価のスケジュール



実施体制



● 国立大学法人評価における教育研究に関する評価

機構は、文部科学省に設置された国立大学法人評価委員会からの要請を受け、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施します。国立大学法人評価委員会が、中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評価を行うに当たっては、この評価結果を尊重することとされています。

【国立大学法人法第31条の3第1項】

国立大学法人評価には、教育研究の特性や法人運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の状況をわかりやすく示し、社会への説明責任を果たすことが求められています。

機構では、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受け、これまでに以下のとおり、国立大学法人（86法人）及び大学共同利用機関法人（4法人）の教育研究の状況の評価を実施しました。

- ・平成20年度 第1期中期目標期間（平成16年度から平成19年度）における評価の実施
- ・平成22年度 第1期中期目標期間（平成16年度から平成21年度）における評価の実施
- ・平成28年度 第2期中期目標期間（平成22年度から平成27年度）における評価の実施
- ・令和2年度 第3期中期目標期間（平成28年度から令和3年度）における4年目終了時評価の実施

令和4年度は、第3期中期目標期間終了時における教育研究の状況の評価を実施し、その検証に着手するとともに、第4期中期目標期間の評価に向けて、評価方法等を改善するための検討を行うこととしています。

